

第五十六回帝國議會 衆議院 請願委員會會議錄(速記)第四回

會議

昭和四年二月二十二日(金曜日)午前十一時
九分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 岡田伊太郎君

理事山下 谷次君 理事陰山 貞吉君

理事野中 徹也君 理事佐藤 與一君

理事小山邦太郎君 理事志波安一郎君

平井信四郎君 高橋金治郎君

飯塚 知信君 西村 茂生君

竹下 文隆君 中村 亨君

永田 良吉君 伊禮 肇君

崎山 武夫君 小久江美代吉君

木村 清治君 下元鹿之助君

斯波 貞吉君 岸田 正記君

石井 次郎君 磯野 庸幸君

上條 信君 神部 爲藏君

深水 清君 佐藤 啓君

白田 久内君

ハ第一分科所屬ト爲リタリ

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

議員 川口義久君

本日ノ會議ニ上リタル請願左ノ如シ

第一分科(内閣、大藏省所管及他ノ分科ニ屬セサルモノ)ニ屬スルモノ

一 町村吏員恩給法制定ノ件(第一五六號)

二 恩給法中一部改正ノ件(第一九五號)

三 樺太中央横斷鐵道敷設ニ關スル件(第二一〇號)

四 皇位並紀元算定ニ關スル件(第一三四號)

五 人造絹織物消費稅撤廢ニ關スル件(第二二三號)

六 金融監督機關統一ニ關スル件(第一六三號)

七 萬國貨幣法統一ノ件(第一三三號)

第二分科(外務省、内務省、農林省及商工省所管)ニ屬スルモノ

一 衆議院議員選舉法中一部改正ノ件(第一四一號)

二 共有入會山林不當分割處分ノ更正ニ關スル件(第九五號)

三 御尊影取扱取締法制定ニ關スル件(第二二六號、第二二二號)

四 圓山川改修追加工事施行ノ件(第九六號)

五 多度津港ヲ重要港灣ニ指定ノ件(第二〇四號)

六 多度津港改修ニ對シ國庫補助ノ件(第二〇五號)

七 國立皇漢醫方研究所設立ニ關スル件(第一四八號、第二二七號)

八 鍼灸醫師法制定ノ件(第一八〇號)

九 東京、京都及宇治山田ニ無料宿泊所設置ノ件(第二二七號)

一〇 國立農藝化學研究所設立ニ關スル件(第一五三號)

一一 枳濱播磨獎勵ニ關スル件(第二一九號)

一二 地租委讓ノ場合ニ於ケル耕地整理施行地特典維持ニ關スル件(第一六四號)

一三 土芝採取地トシテ國有原野無償貸下方ニ關スル件(第二三〇號)

一四 苦前漁港修築ノ件(第九三號)

一五 齒舞村ニ漁港築設ノ件(第一〇一號)

一六 御前崎村ニ避難漁港築設ノ件(第一〇四號)

一七 紋別港修築工事擴張ノ件(第一八五號)

一八 裝飾師法制定ノ件(第二〇〇號)

一九 婦人ニ衆議院議員選舉權及被選舉權付與ニ關スル件(第五二號、第五三號、第一五九號)

二〇 衆議院議員選舉法中改正ニ關スル件(第一四六號)

二一 治安警察法中改正ニ關スル件(第五四號、第五五號、第一六〇號)

二二 武州競馬會公認ニ關スル件(第一三九號)

第三分科(陸軍省、海軍省及逓信省所管ニ屬スルモノ)

一 棗村ニ簡易郵便取扱所設置ノ件(第一一二號)

二 上ノ國村ニ無集配郵便局設置ノ件(第八四號)

三 大社驛前ニ無集配郵便局設置ノ件(第一〇五號)

四 三ノ宮村ニ無集配郵便局設置ニ關スル件(第一四七號)

五 豐榮村ニ無集配郵便局設置ノ件(第二二一號)

同月十八日第一分科所屬永田良吉君ハ第二分科及第三分科業務ト爲リタリ

同月二十日第四分科所屬高橋金治郎君ハ第一分科及第三分科業務ト爲リタリ

同月二十一日第一分科所屬佐藤啓君ハ第三分科所屬ト爲リ第三分科所屬下元鹿之助君

- 六 南富良野村下金山ニ郵便局設置ノ件
(第二一七號)
- 七 神田村ニ三等郵便局設置ノ件(第一八二號)
- 八 六合村ニ郵便局設置ノ件(第二〇九號)
- 九 西浦郵便局ニ集配事務開始ノ件(第八八號)
- 一〇 鴨方郵便局ニ集配事務復活ノ件(第二一八號)
- 一一 八橋郵便局ニ集配事務開始ノ件(第二三二號)
- 一二 鶴岡郵便局ニ電信事務復活ノ件(第一九二號)
- 一三 上山田温泉郵便局ニ電信事務開始ノ件(第一九三號)
- 一四 苫前村ニ航路標識設置ノ件(第九二號)
- 一五 廣告郵便取扱復活ニ關スル件(第一八一號)
- 一六 兵役法ニヨル徵募區改定ニ關スル件(第一六六號)
- 第四分科(司法省、文部省及鐵道省所管)
ニ屬スルモノ
一 財團法人日本少年指導會ニ對シ助成金下付ニ關スル件(第二〇一號)
- 二 常滑町ニ登記所設置ノ件(第一〇六號)

- 三 加美村ニ津山區裁判所出張所設置ノ件(第二一八號)
- 四 稻垣村ニ登記所設置ノ件(第一四〇號)
- 五 苫前村ニ増毛區裁判所出張所設置ノ件(第一六一號)
- 六 安平村ニ室蘭區裁判所出張所設置ノ件(第一九六號)
- 七 紋別町ニ區裁判所設置ノ件(第一八三號)
- 八 東京帝國大學農學部附屬農業教員養成所獨立ノ件(第一七三號、第二一五號)
- 九 學校ニ於テ朝禮施行ニ關スル件(第一二五號)
- 一〇 福知山線池田驛ヲ川西驛ニ改稱ノ件(第一七二號)
- 一一 馬路、溫泉津間ニ停車場設置ノ件(第九八號)
- 一二 森町地内蛸谷附近ニ停車場設置ノ件(第一五七號)
- 一三 濱古丹別ニ停車場設置ノ件(第一九七號)
- 一四 醍醐村ニ停車場設置ノ件(第一九八號)
- 一五 一驛一運送店指定制度並特別小口無料集配制度撤廢若ハ修正ノ件(第二八號)

- 一六 青森市、荒川村間連絡架線道路新設ノ件(第九九號)
- 一七 伊集院、樋脇間鐵道敷設ノ件(第一二一號)
- 一八 落合、高梁間鐵道敷設ノ件(第一一五號)
- 一九 高梁、東城間鐵道敷設ノ件(第一一六號)
- 二〇 士別、苫前間鐵道敷設ノ件(第一二四號)
- 二一 德佐、高森間鐵道敷設ニ關スル件(第一三八號)
- 二二 德佐、廣瀬間鐵道敷設ノ件(第一五〇號)
- 二三 紋別港ニ臨港鐵道敷設ノ件(第一八四號)
- 二四 栗山驛、廣島村間鐵道敷設ノ件(第二〇二號)
- 二五 帖佐、入來間鐵道敷設ノ件(第二〇六號)
- 二六 金澤、大垣間鐵道速成ノ件(第一九號)
- 二七 雄武、枝幸間鐵道速成ノ件(第一二九號)
- 二八 名張、松坂間鐵道速成ニ關スル件(第一九一號)
- 二九 山陰鐵道速成ノ件(第二〇三號)

- 三〇 帶廣、廣尾間鐵道速成ニ關スル件(第二二四號)
 - 三一 瀧ノ上、上川間鐵道速成ノ件(第二二〇號)
 - 三二 一ノ關、槻木間鐵道速成ノ件(第二二九號)
 - 三三 甘地驛貨物引込線變更ノ件(第二三〇號)
 - 三四 甘地驛貨物引込線「カーブ」變更ノ件(第二三二號)
 - 三五 北海道鐵道ヲ國有ニ編入其ノ他ニ關スル件(第二二三號)
 - 三六 改名許可法制定ノ件(第二三三號)
 - 三七 大和川村大字梶屋敷ニ登記所設置ノ件(第一六五號)
 - 三八 市町村立小學校長俸給國庫負擔ニ關スル件(第一四五號)
 - 三九 大船驛ニ特急列車停車ノ件(第二二三號)
 - 四〇 平原信號場ヲ停車場ニ變更ノ件(第二三一號)
 - 四一 米崎村ニ停車場設置ノ件(第一七九號)
- 岡田委員長 ソレデハ是ヨリ開會ヲ致シマス、順次各主査ノ報告ヲ求メマス、第一分科主査志波君
- 志波委員 第一分科ノ決議報告ヲ致シマス、案ノ一、二、三、四、五、六、此六件

共ニ採擇、ソレカラ第七ハ政府參考送付、以上

○岡田委員長 只今第一分科主査ノ報告ノ通り御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○岡田委員長 然ラバ報告ノ通り決定致シマシタ、第二分科ノ主査カ本日缺席デアリマスカラ、山下理事ヨリ代テ報告ヲ求メマス

○山下委員 第二分科ノ結果ヲ御報告申上ダマス、此案ノ第一ヨリ第十八迄ハ、全部採擇デアリマス、而シテ十九、二十、二十一、二十二、此四案ハ政府參考送付デアリマス、以上御報告申上ダマス

○岡田委員長 只今主査代理山下理事ノ第二分科ニ於ケル報告ノ通り決定致シタイト思ヒマス、御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○岡田委員長 然ラバ決定致シマシタ——次ハ第三分科主査田久内君代理佐藤與一君、御報告ヲ求メマス

○佐藤(與)委員 第三分科ノ案ハ第一ヨリ第十六迄デアリマスガ、其中第一乃至第十五ハ採擇ニ決シマシタ、第十六ハ參考トシテ政府へ送付スルコトニ決シマシタ、ソレダケ報告申上ダテ、一ツ私カラ請願委員會ニ對シテ希望ヲ申述べタイノデアリマス、ソレハ前回ノ請願委員會ニ於キマシテ、各

分科決定シタモノヲ——其處デ採擇ニナツタモノヲ、政府委員ノ説明ニ依ッテ參考送付ニ變更シ、又參考送付ニ分科ニ於テ決定シタモノヲ、紹介議員ガ此處へ参リマシテ説明サレタリ、陳謝サレタリシマシテ、

サウシテ之ヲ採擇ニ變更シタト云フヤウナコトガアルノデアリマスガ、是ハ各分科ノ決定ヲ尊重スル上ニ於テ、又各分科ニ於テ十分練テ、後デモ變更スル必要ノナイ程度マデ、十分研究調査スル方ガ宜イト思ヒマスノデ、サウ云フヤウニスル爲ニハ、此處デハ成ベク各分科ノ決定通りニスル方ガ宜カラウト思フノデアリマス、先刻開會前ニ大分サウ云フ御希望モアツタノデアリマスカラシテ、各分科ノ決定通りニ、此總會ニ於テハ決定シテ下サルヤウニ希望致シマス

○岡田委員長 委員長ヨリ其事ニ付テ御答致シマスガ、如何ニモ御意見ノ通りデアリマス、努メテ分科會ニ於テ決定シタコトハ、之ニ對スル再審ナドハ致サヌ積リデアリマスケレドモ、併シ特別ノ事情ヲ以テ申出ラレテ、大體満場ニ諮リマシテ御同意デアッタ場合ニ限ッテ、其事ヲ計ッテ居ルノデアリマス、其他紹介議員ガ紹介スル場合ニ於キマシテモ、始終此委員會ト致シマシテハ、注意ヲ申シタイコトモ數多アルノデアリマスケレドモ、マア成ベク寛ニ取扱ッテ行クモ、亦此請願委員會ノ趣旨ニ副フカト思

ヒマシテ、場合ニ依ッテハ差支ノナイ限リハ色々ノ便宜ヲ與ヘテ居ルノデアリマス、只今ノ佐藤君ノ御希望ノコトハ、委員長モ痛切ニ感ジテ居ルコトデアリマス、成ベク其様ニ致シタイト思ヒマス、而シテ只今第三分科ノ主査ノ報告ハ、第一ヨリ第十五迄ハ採擇デアリマス、第十六ノ兵役法ニヨル徵募區改定ニ關スル件ハ參考送付デアリマシタガ、御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○岡田委員長 然ラバ報告ノ通り決定致シマス——第四分科ノ報告ヲ求メマス、高橋君

○高橋委員 第四分科會ノ結果ヲ御報告申上ダマス、日程第一ヨリ日程第三十五ニ至ル件數ハ採擇ニ決シマシタ、日程第三十六ヨリ四十一、此件數ハ政府參考送付ト決定致シマシタ、此段御報告致シマス

○岡田委員長 只今主査ノ報告ニナリマシタノハ、直ニ決定スルヤ否ヤヲ御諮リスルノデアリマスガ、又茲ニ諸君ニ御諮リシナケレバナラヌノデアリマス、此參考送付ニナッテ居リマス中、第三十九ノ大船驛ニ特急列車停車ノ件、此案件ハ御承知ノ如ク、紹介議員ハ其當時缺席シテアラレタノデアリマシテ、而モ政府ノ當局ガ之ニ對シテ答辯ヲ致シテ居リマシテ、其質問ト答辯ニ依ッテ參考送付ニ決セラレタノデアリマスガ、此場

合——今既ニ成ルベク分科會ニ於テ決定致シタモノニ付テ再審ノナイヤウニ云フ、御申合モアツタヤウデアリマスケレドモ、紹介議員ノ川口君ガ特ニ此場合辯明ヲ許サレタイト云フノデアリマスガ、是ハ諸君ノ御考ニ依ルコトデアリマス、許スベキヤ否ヤヲ御諮リ致シマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○高橋委員 私カラ意見ヲ申上ゲルコトハ差控ヘタイトハ考ヘマスケレドモ、既ニ此問題ハ特別急行列車ヲ停車セシムルト云フ、世界ノ交通ノ上ニ於テ大ニ損失ヲ來ス、斯様ニ重大ナル理由ヲ以テ政府ハ反對ヲ致シタノデアリマス、而シテ請願者ノ意思ヲ採ッテ、由テ以テ政府ニ參考送付トシテ御研究願ヒタイト云フ意思ニ於テ、參考送付ニ決シタモノデアリマス、私ハ當時ノ分科會ニ於キマシテ決定ヲ致シタモノハ、當然ノ處置ナリト考ヘルノデアリマス、此場合ニ於テ提案者ノ提案ノ理由ヲ更ニ説明ヲ求メラレルト云フコトハ、委員長ニ於カレマシテハ、頗ル御寛大ノ處置ニ出ラレルヤウデアリマスケレドモ、私ハ此決定ハ事態明瞭デアルト考ヘルノデアリマスカラ反對ヲ致シマス

○佐藤(與)委員 只今ノ問題ハ再ビ此處ニ上スベキモノデナイト云フ、只今高橋委員ノ反對ノ御意見モアリマシテ、一應御尤デ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○岡田委員長 高橋君、如何デス

○高橋委員 賛成シマス

アリマスケレドモ、紹介議員ノ説明ヲ聴キマシテ、之ヲ採擇スル、若クハ政府ニ參考トシテ送付スル、或ハ採擇ヲセスト云フヤウナコトハ決定スベキデアリマス、殊ニ今マデ先例モアルノデアリマスカラ、私ガ先刻申シマシタノハ、本日ノ事ヲ申上ゲタノデアリマセヌ、將來サウ云フヤウニシテ貰ヒタイト云フ希望ヲ申上ゲタノデアリマス、折角紹介議員モ御出デニナッテ居ルコトデアリマスカラ、一應御聴キ致シマシテ、其御聴キシタ上ニ於テ、吾々ガ判斷スル方ガ適切デアルト考ヘマス

○岡田委員長 只今高橋金治郎君、即チ第四分科ノ本件ニ對スル責任主査デアラル、同君ガ、之ニ對シテ不同意ヲ主張セラレルコトハ、職責上當然ノ事ナリト考ヘマス、併シ只今佐藤君カラノ玆ニ穩カナ御説モ出テ居ルノデアリマスカラ、委員長モ本件ハ決シテ輕卒ニ扱フタモノデナクテ、相當ニ審議セラレマシタモノト認メルノデアリマス、隨テ餘リ此處デ變更ヲ爲スト云フコトノ餘地ガアルトモ考ヘマセヌケレドモ、折角ノ紹介議員ガ辯明ノ機會ヲ與ヘラレタイト云フコトデアリマスカラ、是ダケハ許可スルコトニ致シマシテ、而シテ決定ノ如何ハ是又別問題デアリマス、ドウカ此場合一應ノ辯明ダケヲ許サレルヤウニ、滿場一致デ御同意ヲ願ヒタイト思ヒマス

○川口義久君 先日此請願ガ審議サレタ其日ニ、私ハ八時頃宅ヲ出タ、其後一時間バカリ經テ、此請願ガ付議サレルカラト云フ通知ガ參ッタノデ、其晚私ガ歸タ時ニ、始メテアノ案ガ請願委員會ニ其日ニ付セラレタト云フコトヲ知ッテ、實ハ甚ダ驚イタ、委員會ニ於テハ政府ノ意見ダケヲ御聴キニナッテ、成程政府ハ鐵道省トシテ國際列車デアリカラ、大船ヘ停メルト云フコトハ、神奈川縣デ三箇所停マルコトニナルカラ不都合ダ、斯ウ云フ御意見、ソレカラ横濱ニ停マラナイヤウニナルナラバ、結構デアルト云フコトヲ言ッテ居リマス、國府津ヘ停マルノハ、是ハ機關車ノ關係デ停マルノダ、斯ウ云フコトデアアル、此請願ノ趣旨ニ依ルト云フト、横濱ノ時間ヲ短縮シ、國府津ノ方ノ時間モ短縮シテ、一分間デ宜イカラ大船ヘ是非停メテ貰ヒタイ、大船ヘ停マルコトノ重要性ヲ持ッテ居ルコトハ、此處デ詳シク申サヌデモ、鎌倉、葉山或ハ横須賀ト云フ、ア、云フ軍港ヲ控ヘテ居ルノデ、非常ナ重要性ヲ持ッテ居ル、鐵道省ノ人ニ聞イテ見テモ、或ハ横濱ヨリモ重要性ヲ持ッテ居リハセヌカト云フコトデアアル、唯問題ハ一縣下ヘ特別急行ガ三箇所停マルト云フコト

ハ、國際列車ノ面目ト云フカ、方針ト云フカ、之ニ反スル、斯ウ云フ譯ナノデアリマス、デスカラ全體ノ上ニ於テ時間ヲ短縮シナイデ、神奈川縣下ノ中デ時間ハ遺線ガ付ク譯デアアル、サウスルト鐵道省ノ方デ主張スルノハ、要スルニ體面デアアル、國際列車ガ一縣下ヘ三箇所停マルノハ、國際列車ノ面目ニ關スル、斯ウ云フ譯デアアル、所謂體面デアアル、私共ハ國際列車ノ重要ナルコトハ知ッテ居リマス、併シ全體ノ上ニ於テ別ニ時間ガ長クナル譯デハナクテ、國際列車ノ實質ニ障リガナイナラバ、ドウカ神奈川縣ニモウ一箇所大船ニ停マルヤウニシテ貰ヒタイ、斯ウ云フヤウナ請願者ノ希望デアアルノデアリマス、國際列車ト云ッテモ、外國人バカリ乗ル汽車デナイコトハ申ス迄モナイ、大多數ハ日本人ガ乗ルノデス、サウシテ全體ノ國際列車ノ時間ヲ延サナイデ、神奈川縣下ダケデ以テ遺線ガ出來ルモノナラバ、サウ云フ體面論ハ棄テ、ドウカ請願者ノ意ヲ容レテ大船ヘ停メテ戴キタイ、斯ウ云フ譯ナノデアリマス、元來議會ヘ請願スルト云フノハ、行政官廳ヘ陳情シタリ何カシテ、ソレデ直グ出來ルヤウナコトナラバ、議會ヘ請願スル者ハ一人モアリマセヌ、行政官廳ノ意バカリ受ケテ、政府當局ノ御意見通りニナルナラバ、請願ハ議會ヘスル必要ハナイ、議會ニ持ッテ來ルノハ、要スルニ行

政官廳ヘ言ッテモ中ミヤッテ呉レナイ、請願ノ意ヲ容レテ呉レナイ、是ニ於テ議會ヘ請願スルノデス、其故ニ行政官廳ノ言フ通りニナル位ナラバ、之ヲ議會ノ請願ノ權能ヲ自ラ狭メルノデアアル、私ハ斯ウ信ジテ居リマス、能ク々々デアアルカラ議會ヘ請願スルノデス、請願ノ權威ノ爲ニ、一方的ノ行政官廳ノ、詰リ鐵道當局ノ言フコトバカリヲ聴イテ、ソレニ依ッテ決セラレルト云フヤウナコトハ、私ハ甚ダ遺憾ニ思フ、請願者ハ横須賀市長、鎌倉ノ町長、葉山、逗子、浦賀ノ相當地方ノ立派ナ人ノ顔觸デ出テ居ル、固ヨリ此請願ノ文書ニハ出テ居リマセヌ、サウ云フヤウナ意味カラ申シマシテモ、何卒再ビ是ニ於テ御審議ヲ戴キマシテ、何卒御採擇ニナルヤウニ切ニ御願致シマス

○山下委員 只今紹介議員ノ説明ヲ能ク承リマシタガ、先ヅ第一郵便ガ惡イ、私ハ常ニ遞信省ニヤカマシク言ッテ居リマスガ、郵便ガ惡イノデアリマシテ、朝八時頃ニ出ル人ハ、當日一番初メニ著ク郵便ヲ見ズニ出ル場合ガ、殆ド常ナノデアリマスガ、矢張川口君モサウ云フヤウナ按配デアッタノデアリマス、ツイ此委員會ガアルコトハ御承知ナク出掛ケタノデアリマス、隨テ出席ヲシテ、只今ノヤウナ懇切ナル理由アル趣旨ヲ辯明シ、ソレヲ吾々ハ聴クコトヲ得ナカッ

タノデアリマス、只今ノ意味ヲ聴イテ見マス、神奈川縣タケデ其時間ノ償ヒハ付ケルカラ、一分間タケ停メテ呉レト云フコトデアリマスカラ、國際列車ニハ少シモ影響ガナイノデアリマス、何卒先日ノ政府當局ノ意見モアリマシタケレドモ、是ハ最も適當ナルコトト思ヒマスカラシテ、更ニ御採擇ノ程ヲ御願致シマス

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○高橋委員 提案者ノ説明ハ能ク了承致シマシタ、之ニ付テハ文書ニモ書イデアリマスシ、殊ニ此事ハ審議致シマシタ當時モ、其理由ハ詳ニ相成テ居ルノデアリマス、故ニ分科會ハ其請願者ノ意思ヲ採ラヌト云フノデハ斷ジテナイノデアリマス、即チ其請願者ノ意思ヲ若シ採ラナイモノデアリマシタナラバ、不採擇ニ決スルノデアリマス、此件ハ此場合ニ於テ政府參考送付ニシテ、政府ノ反省ヲ求ムルト云フコトガ、極メテ穩當ナリトシテ決シタノデアリマス、何モ請願者ノ意思ヲ議會ガ採ルトカ採ラヌトカ、左様ノ心事ハ毛頭ナイノデアリマス、又此案件ニ付キマシテハ、而モ公平ニ論議セラレタ問題ト考ヘルノデアリマス、此經過ヲ明瞭ニシテ置キマス

〔採擇〕ト呼フ者アリ

○岡田委員長 モウ一度申上ゲマスガ、實ハ此結果ガ分ツタ後ニ、川口紹介議員ヨリ會

皇トシテ私ノ方マデ申出ガアリマシタノデス、是非之ヲ再審ニシテ呉レト云フコトデアリマシタガ、私ハ左様ナコトハドウカ辛抱シテ貰ヒタイ、貴方ガ出テ來ナイノガ御自分ノ都合ダト云フコトデ、大分私モ之ヲ押返シタノデアリマスケレドモ、只今私カラ申シテハ餘リニ辯護ニナルト思ヒマシタカラ申シマセヌガ、川口君ハ郵便ガ自分ノ出ルマデニ、朝間ニ合ッテ居ラナイト云フコトヲ強ク言ハレタノデ、私モ書記ノ方ニモ其事ヲ尋マシタノデスガ、是ハハッキリシナイノデアリマス、ハッキリ致シマセヌガ、確ニ届クノハ遅レルノデゴザイマセウ、ソレ等ノ廉ヲ以テマシテ、今後成ベク郵便ノ届クヤウニシナケレバナラヌト云フコトヲ考ヘマシタガ、川口君ノ場合ハサウ云フコトモアリマシタモノデスカラシテ、モウ一應總會ニ於テ諸君ニ諮ラテ見ヤウ、其上辯明ノ機會ヲ御與ヘスルカモ知レヌト云フコトニナッテ居ラナイデアリマス、私ハ此事ノ審議ヲ仕直シテ採擇ニスルカ、參考送付ノ其儘ニシテ置クカト云フコトハ、偏ニ諸君ノ御意見ニ諮ラヨリ仕方ガナイ、申シテハ少シ妙デアリマスガ、御承知ノ通り政友會側ノ方ノ席カラモ其儘ト云フ主張、是ハ責任アル主査ノ方ノ主張デアリマスカラ、尤デアリマス、又山下君、永田君ハ採擇賛成ノ說ニナッテ居ルノデアリマス、如何デゴザ

イマセウカ、相成ベク斯様ナコトハ滿場一致デ願ヒタイト思ヒマス

〔採擇〕ト呼フ者アリ

○蔭山委員 今主査ノ御意見ハ御九デアリマス、主査ノ言ハレルコトニ付テハ、私共ハ何等掃ム餘地ハナイノデアリマス、唯併ナガラ川口君ノ本日ノ辯明ヲ聴キマスルト、洵ニ御氣ノ毒ノヤウナ次第モアルノデアリマス、之ヲ主査ノ意ヲ讎シテ採擇ニスルト云フコトハ、洵ニ主査ノ權威ヲ或ハ冒瀆スルヤウナ感モナイデアリマセヌガ、能ク理由ヲ聴イテ見ルト、洵ニ川口君ニ御同情ヲシナケレバナラヌ、而シテ此參考送付ト云ヒ、採擇ト云ヒ、孰レニシマシテモ政府ニ送ッテ、之ヲ實行スルヤ否ヤハ政府ノ考一ツデアリマスカラ、少シク強キ賛成ノ意味ヲ加ヘルト云フ意味ニ於テ、採擇ニシテ戴ク方ガ此場合宜クハナカラウト思フノデアリマス

〔賛成〕採擇ト呼フ者アリ

○岡田委員長 滿場ノ御同意アルモノト認メマシテ、之ヲ……

○高橋委員 私ハ反對

○岡田委員長 ソレデハ滿場ハ取消シマス、多數ノ御賛成ヲ以テ採擇ニ決シタイト思ヒマスガ、御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○岡田委員長 然ラバ採擇ニ決シマシタ、

サウシマスルト戻リマシテ、第四分科ノ主査報告ノ内、第三十九、大船驛ニ特急列車停車ノ件、此案件ヲ除クノ外、全部主査報告ノ通り御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○岡田委員長 左様決定致シマシタ、然ラバ第三十九ノ大船驛ニ特急列車停車ノ件、是ハ主査報告ハ參考送付デアリマシタガ、只今決定セラレマシタ通り、採擇ニ決シマシタ、是デ本日ノ議事ハ全部終了致シマシタ、散會致シマス

午前十一時三十五分散會

〔參照〕

既ニ審查ヲ終リタル請願ト同一趣旨ノ請願ニシテ前請願ト同一ノ議決ヲ爲シタルモノト認メタルモノ

- 一 一時賜金療兵ニ對スル恩給支給法制定即行ニ關スル件(第八六號、第九〇號、第一〇三號、第一〇八號、第一二八號、第一三六號、第一四三號、第一六二號、第一六九號、第一七七號、第二一四號)ハ採擇
- 二 一時賜金療兵優遇ニ關スル件(第九七號、第一五四號、第二二一號、第二二三號)ハ採擇
- 三 元屯田兵豫備役服務期間ヲ公務員在職年ニ通算ノ件(第一〇九號、一一〇號)ハ採擇

四 屯田兵恩給受領者ニ對シ恩給法改正實施ニ至ル迄ノ恩給支給ノ件(第一一四號)ハ政府ニ參考送付

五 金錫勳章年金受領者優遇ニ關スル件(第一五一號、第一五二號、第一五八號、第一七〇號、第一九四號、第二三四號、第二六八號)ハ採擇

六 一時賜金及無給與傷疾者ノ待遇改善ニ關スル件(第一七四號、第一七五號)ハ採擇

七 米價調節ニ關スル件(第九四號、第一〇〇號、第一三五號、第一八六號、第一九〇號)ハ採擇

八 婦人ニ公民權付與ニ關スル件(第一七八號)ハ採擇

九 軍人傷疾記章令改正即行ニ關スル件(第八五號、第八九號、第一〇二號、第一〇七號、第一三七號、第一四四號、第一六七號、第一六八號、第一七一號、第一七六號、第二〇七號、第二〇八號、第二二三號)ハ採擇

一〇 余市、余別間鐵道敷設ノ件(第一五五號)ハ採擇